

国立大学法人東京農工大学内部監査規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学内部監査規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(用語の定義) 第3条 この規程における用語の定義は、以下の各号による。 (1)・(2) (略) (3) 「各組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設並びに国立大学法人東京農工大学事務組織規程第2条に定める事務組織をいう。</p>	<p>(用語の定義) 第3条 この規程における用語の定義は、以下の各号による。 (1)・(2) (略) (3) 「各組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設をいう。</p>	

附 則(24 規程第 40 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。